

# 令和3事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

---

令和4年11月

広島国税局

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査した結果、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前より増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 1,276 件（前事務年度 1,037 件）、着眼調査が 340 件（同 226 件）であり、合計 1,616 件（同 1,263 件）、このほか、簡易な接触の件数は 37,852 件（同 28,561 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 39,468 件（同 29,824 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 27,520 件（同 21,355 件）となっています。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、18,428 百万円（同 14,120 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 17,307 百万円（同 13,451 百万円）、着眼調査によるものは 1,121 百万円（同 669 百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 50,229 百万円（同 33,682 百万円）となっており、調査等合計では 68,658 百万円（同 47,802 百万円）となっています。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、4,245 百万円（同 2,678 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 4,176 百万円（同 2,633 百万円）、着眼調査によるものは 68 百万円（同 45 百万円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、2,627 千円（同 2,120 千円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 2,227 百万円（同 1,501 百万円）となっており、調査等合計では 6,472 百万円（同 4,179 百万円）となっています。

#### （参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	1,037		226		1,263		28,561		29,824		
	1,276	123.0%	340	150.4%	1,616	127.9%	37,852	132.5%	39,468	132.3%	
申告漏れ等の 非違件数	913		167		1,080		20,275		21,355		
	1,086	118.9%	227	135.9%	1,313	121.6%	26,207	129.3%	27,520	128.9%	
申告漏れ 所得金額	13,451		669		14,120		33,682		47,802		
	17,307	128.7%	1,121	167.6%	18,428	130.5%	50,229	149.1%	68,658	143.6%	
追徴 税額	本税	2,247		40		2,286		1,479		3,765	
		3,541	157.6%	60	150.0%	3,601	157.5%	2,193	148.3%	5,795	153.9%
	加算税	387		5		392		22		414	
	635	164.1%	8	160.0%	644	164.3%	34	154.5%	677	163.5%	
	計	2,633		45		2,678		1,501		4,179	
		4,176	158.6%	68	151.1%	4,245	158.5%	2,227	148.4%	6,472	154.9%
一件 当たり 追徴 税額	申告漏れ 所得金額	12,971		2,960		11,180		1,179		1,603	
		13,564	104.6%	3,297	111.4%	11,404	102.0%	1,327	112.6%	1,740	108.5%
	本税	2,166		176		1,810		52		126	
		2,775	128.1%	177	100.6%	2,228	123.1%	58	111.5%	147	116.7%
	加算税	373		22		310		1		14	
		498	133.5%	24	109.1%	398	128.4%	1	100.0%	17	121.4%
		計		198		2,120		53		140	
		3,273	128.9%	201	101.5%	2,627	123.9%	59	111.3%	164	117.1%

- (注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。  
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## （参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1,029 件（前事務年度 972 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、825 件（同 662 件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、5,933 百万円（同 5,159 百万円）となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等		
	2 事務年度	3 事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 972	件 1,029	% 105.9
土地建物等	796	814	102.3
株式等	176	215	122.2
② 申告漏れ等の 非違件数	件 662	件 825	% 124.6
土地建物等	523	629	120.3
株式等	139	196	141.0
③ 非違割合 ( ② / ① )	% 68.1	% 80.2	ポイント 12.1
土地建物等	65.7	77.3	11.6
株式等	79.0	91.2	12.2
④ 申告漏れ所得金額	百万円 5,159	百万円 5,933	% 115.0
土地建物等	3,565	4,855	136.2
株式等	1,594	1,078	67.6
⑤ 1 件当たり申告 漏れ所得金額 ( ④ / ① )	万円 531	万円 577	% 108.7
土地建物等	448	596	133.0
株式等	906	501	55.3

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに 1 件としている。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、無申告等の調査を重点的に実施し、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による追徴税額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 694 件（前事務年度 503 件）、着眼調査が 135 件（同 55 件）であり、合計 829 件（同 558 件）、このほか、簡易な接触の件数は 2,744 件（同 2,917 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 3,573 件（同 3,475 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 2,569 件（同 2,226 件）となっています。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、806 百万円（同 542 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 788 百万円（同 527 百万円）、着眼調査によるものは 18 百万円（同 15 百万円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、973 千円（同 972 千円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 462 百万円（同 348 百万円）となっており、調査等合計では 1,268 百万円（同 890 百万円）となっています。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	503		55		558		2,917		3,475		
	694	138.0%	135	245.5%	829	148.6%	2,744	94.1%	3,573	102.8%	
申告漏れ等の 非 違 件 数	424		45		469		1,757		2,226		
	588	138.7%	86	191.1%	674	143.7%	1,895	107.9%	2,569	115.4%	
追 徴 税 額	本 税	436		12		448		335		783	
		641	147.0%	15	125.0%	656	146.4%	442	131.9%	1,097	140.1%
	加 算 税	91		3		94		13		107	
	147	161.5%	3	100.0%	150	159.6%	20	153.8%	171	159.8%	
	527		15		542		348		890		
	788	149.5%	18	120.0%	806	148.7%	462	132.8%	1,268	142.5%	
一 件 当 た り	本 税	866		221		803		115		225	
		923	106.6%	112	50.7%	791	98.5%	161	140.0%	307	136.4%
	加 算 税	181		57		169		4		31	
	212	117.1%	24	42.1%	181	107.1%	7	175.0%	48	154.8%	
	1,047		277		972		119		256		
	1,136	108.5%	136	49.1%	973	100.1%	168	141.2%	355	138.7%	

- (注) 1 令和 3 年 7 月から令和 4 年 6 月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## Ⅱ トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たり申告漏れ所得金額は 51,313 千円・1件当たり追徴税額は 18,992 千円で過去最高 ～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
  - 令和3事務年度においては、92件（前事務年度 104件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の 51,313 千円（同 21,791 千円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 13,564 千円（同 12,971 千円）に比べ 3.8 倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は 4,721 百万円（同 2,266 百万円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は過去最高の 18,992 千円（同 4,582 千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 3,273 千円（同 2,539 千円）に比べ 5.8 倍となっています。また、追徴税額の総額は 1,747 百万円（同 477 百万円）に上ります。
  - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は 51,841 千円（同 3,942 千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 3,273 千円に比べ 15.8 倍と高額となっています。

#### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数	104	92	88.5%	1,276
申告漏れ等の非違件数	78	71	91.0%	1,086
申告漏れ所得金額	2,266	4,721	208.3%	17,307
追徴税額	477	1,747	366.2%	4,176
一件当たり 申告漏れ所得金額	21,791	51,313	235.5%	13,564
一件当たり 追徴税額	4,582	18,992	414.5%	3,273

#### ○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数	37	28	75.7%	1,276
申告漏れ等の非違件数	28	22	78.6%	1,086
申告漏れ所得金額	551	3,560	646.1%	17,307
追徴税額	146	1,452	994.5%	4,176
一件当たり 申告漏れ所得金額	14,888	127,131	853.9%	13,564
一件当たり 追徴税額	3,942	51,841	1315.1%	3,273

## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

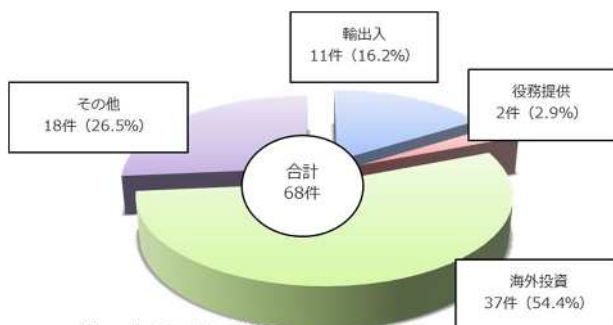
～「富裕層」のみならず、1件当たり申告漏れ所得金額・1件当たり追徴税額は過去最高～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
  - 令和3事務年度においては、68件（前事務年度73件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の63,478千円（同25,278千円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の13,564千円（同12,971千円）と比べ4.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は4,316百万円（同1,845百万円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は過去最高の25,060千円（同8,969千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の3,273千円（同2,539千円）と比べ7.7倍となっています。また、追徴税額の総額は1,704百万円（同655百万円）に上ります。

### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		2事務年度	3事務年度	対前年比	
調査	件数 件	73	68	93.2%	1,276
申告漏れ等の非違	件数 件	60	58	96.7%	1,086
申告漏れ所得金額	百万円	1,845	4,316	233.9%	17,307
追徴税額	百万円	655	1,704	260.2%	4,176
一件当たり	申告漏れ所得金額 千円	25,278	63,478	251.1%	13,564
	追徴税額 千円	8,969	25,060	279.4%	3,273

### ○ 取引区分別の調査状況



(注) ( )内の数値は構成比

- 1 輸出入・・・事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 役員提供・・・工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資・・・海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 その他・・・海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引を行っている個人に対する調査に係る1件当たり追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

#### ＜シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和3事務年度においては、55件（前事務年度53件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、9,491千円（同15,508千円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は522百万円（同822百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,804千円（同2,624千円）となっています。また、追徴税額の総額は99百万円（同139百万円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

なお、令和2事務年度においては、この経済活動に暗号資産（仮想通貨）等取引を含めて集計していましたが、令和3事務年度においては、これを区別して集計しています。

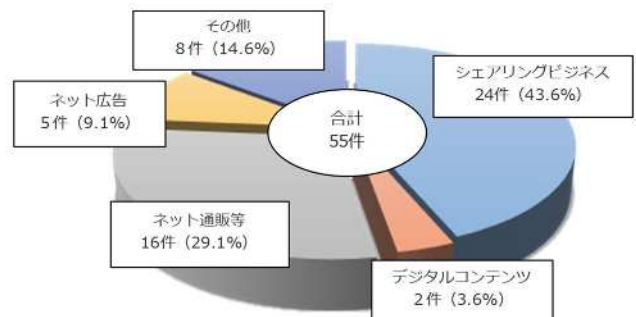
#### ＜暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和3事務年度においては、50件（前事務年度40件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、27,689千円（同16,069千円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は1,384百万円（同643百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は9,613千円（同4,131千円）となっています。また、追徴税額の総額は481百万円（同165百万円）に上ります。

#### ○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度	対前年比		
調査件数	53	55	103.8%	1,276	
申告漏れ等の非違件数	49	46	93.9%	1,086	
申告漏れ所得金額	822	522	63.5%	17,307	
追徴税額	139	99	71.2%	4,176	
1件当たり	申告漏れ所得金額	15,508	9,491	61.2%	13,564
	追徴税額	2,624	1,804	68.8%	3,273

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～5に該当しない経済活動に該当する取引

#### ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度	対前年比		
調査件数	40	50	125.0%	1,276	
申告漏れ等の非違件数	34	44	129.4%	1,086	
申告漏れ所得金額	643	1,384	215.2%	17,307	
追徴税額	165	481	291.5%	4,176	
1件当たり	申告漏れ所得金額	16,069	27,689	172.3%	13,564
	追徴税額	4,131	9,613	232.7%	3,273



## 4 無申告者に対する調査状況

### ～所得税無申告者に対する1件当たり追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

#### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、192件（前事務年度191件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、20,284千円（同20,569千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の13,564千円（同12,971千円）に比べ1.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は3,895百万円（同3,929百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の3,148千円（同3,104千円）となっています。また、追徴税額の総額は604百万円（同593百万円）に上ります。

#### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、260件（同187件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は1,973千円（同1,592千円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の1,136千円（同1,047千円）の1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は513百万円（同298百万円）に上ります。

### ○ 無申告者に対する調査の状況

#### <所得税>

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度			
調査件数 件	191	192	100.5%	1,276	
申告漏れ所得金額 百万円	3,929	3,895	99.1%	17,307	
追徴税額 百万円	593	604	101.9%	4,176	
1件当たり	申告漏れ所得金額 千円	20,569	20,284	98.6%	13,564
	追徴税額 千円	3,104	3,148	101.4%	3,273

#### <消費税>

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数 件	187	260	139.0%	694
追徴税額 百万円	298	513	172.1%	788
1件当たり追徴税額 千円	1,592	1,973	123.9%	1,136

### Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前 年 の 位
		万円	万円	位
1	建設、設備工事労務者	1,393	329	6
2	土 木 工 事	1,332	213	3
3	電 気 配 線 工 事	1,188	210	7
4	果 樹 栽 培 農 業	1,137	147	-
5	内 装 工 事	1,100	152	8
6	一 般 土 木 建 築 工 事	1,088	223	5
7	水 道 衛 生 工 事	1,015	116	1
8	建 築 工 事	984	130	9
9	と び 工 事	901	100	12
10	一 般 自 動 車 整 備	889	85	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位15位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	眼科医	1,935	風俗業	3,059	風俗業	2,803	風俗業	3,128	鉄骨、鉄筋工事	1,514
2	くず金卸売業	1,594	機械部加工受託	1,819	くず金卸売業	2,177	スタンプ	1,270	人材派遣	1,360
3	とび工事	1,267	スタンプ	1,003	水産養殖業	1,271	鉄骨、鉄筋工事	1,131	解体工事	1,325
4	柔道整復師	1,071	弁護士	957	スタンプ	1,264	防水工事	1,118	くず金卸売業	1,295
5	建設、設備工事者	971	型枠工事	942	内装工事	1,112	冷暖房設備工事	1,082	司法書士、行政書士	1,142

	平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	眼科医	4,321	自動車小売業	2,185	風俗業	6,663	水道衛生工事	1,525	建設、設備工事労働者	1,393
2	一般自動車整備	1,609	コンビニア	1,601	美容	2,043	塗装工事	1,240	土木工事	1,332
3	製図設計士	1,310	内装工事	1,250	防水工事	1,454	土木工事	1,223	電気配線工事	1,188
4	自動車小売業	1,144	防水工事	1,089	焼肉	1,438	解体工事	1,211	果樹栽培農業	1,137
5	建設、設備工事者	1,076	型枠工事	1,038	製図設計士	1,321	一般土木建築工事	1,190	内装工事	1,100

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。